

神戸市水素燃料商用車に係る燃料費支援補助金交付要綱

令和7年12月1日 局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、運輸部門の脱炭素化及び水素の利用拡大に向けて活用が期待される水素燃料商用車の普及促進を図るため、当該車両の運行に必要となる燃料費の一部に対して「神戸市水素燃料商用車に係る燃料費支援補助金」(以下「本補助金」という。)を交付することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業」とは、本補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。
- (3) 「自動車検査証」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証をいう。
- (4) 「燃料電池自動車」とは、四輪以上であって、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものは除く。
- (5) 「燃料電池トラック」とは、燃料電池自動車であって、「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車第452号)に規定する貨物自動車等をいう。
- (6) 「燃料電池バス」とは、燃料電池自動車であって、乗車定員11名以上のものをいう。
- (7) 「水素エンジントラック」とは、四輪以上であって、水素を燃料とする内燃機関により駆動する検査済自動車のうち、「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車第452号)に規定する貨物自動車等をいう。
- (8) 「水素燃料商用車」とは、燃料電池トラック、燃料電池バス及び水素エンジントラックをいう。

(補助対象者)

第3条 補助事業は、別表1に掲げる補助金の交付を受けた水素燃料商用車を導入し、運行する者を対象とする。

2 前項に規定する補助対象者について、次の各号のいずれかに該当する者は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 前号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人
- (3) その他市長が特に不適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助事業は、補助事業者が導入した水素燃料商用車の運行に必要な燃料費のうち、神戸市内の水素ステーションで水素充填を行ったものを対象とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 前項の対象となる期間は、当該年度の前年度3月から当該年度の2月末までとする。ただし、車両登録を行った月以降を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助単価に水素充填量を乗じた額とする。ただし、充填量に算入する水素燃料は第4条各項を満たすものとし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 補助単価及び補助上限額は、予算の範囲内において年度ごとに算定し、別表2に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定により算出した金額の合計が当該年度の補助金の予算を超過する場合は、補助金の額を減額して予算の範囲内で交付又は交付しないことができる。

4 国等その他の団体が実施する他の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。

(交付申請兼実績報告)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該年度の車両運行が終了した日から当該年度の3月16日（土日祝日の場合は、その前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- (3) 自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し
- (4) 補助額算出の根拠となる資料（水素の購入に係る請求書、領収書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

様式第1号

補助金交付申請書

年　月　日

神戸市長宛

住 所	
団体名	
代表者名	

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他()	
口座番号				
口座名義				

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

神戸市水素燃料商用車に係る燃料費支援補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

車両の概要	メーカー	
	型式	
	車両番号	
	初度登録年月	
	使用者名称	
	使用者住所	神戸市
	使用本拠の位置	神戸市
運行実績の概要	開始年月日	年　月　日
	終了年月日	年　月　日
	用途	

	水素充填量実績	kg
補助金の額		円
金額算出の基礎 ※①②のうち、いずれか低い額を「補助金の額」に記載	①	水素充填量あたりの補助上限 円 【計算式】水素充填量実績 kg × 補助単価 476 円 = 円 ※1円未満の端数が生じた場合は切り捨て ※なお、「補助単価」は別表2但し書きに基づいて、申請書類等の審査により、金額を変更して補助金交付決定を行う場合がある。
	②	年間補助上限 円
添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(発行後3か月以内のもの) ・自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し ・補助額算出の根拠となる資料（水素の購入に係る請求書、領収書等）

補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することを
決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市水素燃料商用車に係る燃料費支援補助事業
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	・神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市水素燃料商用車に係る燃料費支援補助金交付要綱を遵守すること。
特記事項	

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とする
ことに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	